

監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査
を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を、次のとお
り公表する。

令和7年1月30日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

大高下 光 信

定期監査報告書

第 1 監査の対象

対象部局		対象期間
企画部	かいたブランド課	令和 6 年 9 月末
	資産活用課	
	財政経営課	
総務部	総務課	
	防災課	
	デジタル推進課	
町民生活部	地域みらい課 環境センター	
	税務課 収税対策室	
	住民課	
福祉保健部	社会福祉課 福祉事務所	令和 6 年 1 0 月末
	こども課 つくも保育所，ひまわりプラザ，町民センター，海田児童館，海田東児童館	
	長寿保険課	
	健康づくり推進課	
教育委員会	学校教育課 海田小学校，海田東小学校，海田南小学校，海田西小学校，海田中学校，海田西中学校	
	生涯学習課 海田公民館，織田幹雄記念館，海田東公民館，図書館，ふるさと館	
	上下水道課	
建設部	まちデザイン課	令和 6 年 1 1 月末
	建設課	
	会計管理室	
	議会事務局	

第2 監査の実施期間

令和6年11月12日から令和7年1月14日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、また効率的・効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係資料の検査及び照合により審査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

監査は海田町監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した結果、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に基づきおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

【企画部】

かいたブランド課

実施計画の進捗状況、事業見通し及び事業効果等は、財政運営及び事務事業の見直し等と密接に関わっていることから、的確に把握する必要がある。このため、各課から提出された調書のみならず、財政経営課を含めたヒアリングを実施することについて検討されたい。

【福祉保健部】

長寿保険課

介護保険制度を周知するためのパンフレットについて、主に介護保険サービスの利用相談に来庁した者に対し配布しているとのことであるが、介護保険料滞納者に対し、保険料を滞納した場合の影響等を周知することも重要であると思料されるので、配布方法について検討されたい。

【建設部】

まちデザイン課

(1) 電気通信路線等設置使用料について、4月に相手方に納入通知書を送付すべきであるにもかかわらず、11月30日時点で未送付となっており、これに伴い調定も

起票されていなかった。また、高架下駐車場使用料の滞納繰越分について、4月に調定すべきであるにもかかわらず、未調定となっていた。財務規則に基づいて、適正な事務処理を行われたい。

- (2) 令和3年度及び令和4年度分の高架下駐車場使用料については、文書等により再三にわたり督促を行っているとのことであるが、未だに未納となっている。未納者は町内居住者であることから、自宅を訪問する等債権の適正管理を図られたい。

第6 監査意見

- (1) 今回の定期監査においても、調定漏れや調定期限の適正でない事案及び支出負担行為期限の適正でない事案が散見された。これらは、日ごろから予算の執行状況に注意を払っていれば容易に防げる事案である。課長等は適正な予算の執行管理に努められたい。
- (2) 指定管理施設の使用料については「管理業務仕様書」において、「公の施設の使用料等の減免及び使用申請書の提出時期等の特例に関する基準」に基づいて、該当する団体が使用する場合は減免することとされている。この減免分について、海田総合公園では減免分を補填することとされているが、一方で、海田町福祉センターでは減免分を補填しないこととされている。
町の指定管理制度として、利用料減免分の取扱いを統一すべきと思料する。